

【9 推定相続人廃除申立事件—認容した場合】

2 平成27年(家)第××号 推定相続人廃除申立事件【注1】

審判

4 住所 A県A市C町××番地

申立人 亡甲野一郎遺言執行者

△ △ △ △ 【注2】

7 本籍 A県A市C町××番地

8 住所 A県A市D町×丁目×番×号

推定相続人 甲野太郎

(以下「太郎」という。)

11 同手續代理人弁護士

□ □ □ □

12 本籍 A県A市E町××番地

13 最後の住所 A県A市E町×丁目×番×号

14 被相繞人甲野一郎

15 (平成26年11月2×日死)

16 主文

17 1 太郎を被相続人の推定相続人から廃除する。【注3】

18 2 手続費用は申立人の負担とする。

19 理由

20 第1 申立ての要旨

21 本件は、被相続人の遺言執行者である申立人が、被相続人が平成24年5月
22 月1×日にした公正証書遺言（A法務局公証人◇◇◇◇作成、平成24年第×
23 ×号。以下「本件遺言」という。）において、太郎を被相続人の推定相続人か
24 ら廃除する意思を表示したとして、太郎が被相続人の推定相続人であることを
25 廃除する審判を求めた事案である。

1 第2 当裁判所の判断

2 1 本件記録によれば、次の事実が認められる。

3 (1) 太郎は、被相続人の二男であり、被相続人の推定相続人である。

4 (2) 被相続人は、平成24年5月1×日、本件遺言をし、同遺言中で、太郎が、
5 同人において管理していた被相続人の預金通帳、金融機関への届出印及びキ
6 ャッショカードを無断利用して、被相続人の預貯金を引き出すなどしたこと
7 を理由として、太郎を被相続人の推定相続人から廃除するとの意思を表示し
8 た。

9 (3) また、被相続人は、平成24年、太郎に対し、太郎が被相続人名義の銀行
10 預金口座から被相続人に無断で預金を引き出したとして、不法行為による損
11 害賠償請求権に基づき、その引出合計額1億5000万円及びこれに対する
12 遅延損害金の支払を請求する訴訟を提起した（A地方裁判所平成24年（ワ）
13 第×××号）。

14 A地方裁判所は、平成25年6月1×日、太郎が、平成14年9月から平
15 成23年7月までの間に被相続人名義の預金口座から何らの権限もないのに、
16 合計1億5000万円を引き出したとして、被相続人の請求を全部認容する
17 判決を言い渡した。

18 太郎は上記判決を不服として控訴したが、A高等裁判所は、平成25年1
19 月1×日、控訴棄却の判決を言い渡し（同裁判所平成25年（ネ）第××
20 ×号），同判決は確定した。

21 (4) 被相続人は、平成26年11月2×日、死亡した。

22 2 前記1(3)によれば、太郎は、平成14年9月から平成23年7月までの9年
23 近くの長期間にわたり、被相続人名義の預金口座から何らの権限もないのに合
24 計1億5000万円もの多額の金員を引き出すという不法行為（以下「本件不
25 法行為」という。）に及び、被相続人に多大な損害を与えたことが認められる。

26 本件不法行為は、その態様及び損害額に照らし、太郎の推定相続人としての

1 遺留分を否定することが正当であるといえる程度に重大なものであり、民法8
2 92条所定の廃除事由である推定相続人の「著しい非行」に該当する行為であ
3 るというべきである。

4 3 太郎は、被相続人の長男の妻甲野花子（以下「花子」という。）もまた、
5 被相続人の預金を無断で流用していたにもかかわらず、本件遺言により遺贈
6 を受けている一方で、太郎が推定相続人から廃除されるというのは不公平で、
7 被相続人の主觀・恣意に基づくものであって許されない旨主張する。

8 しかしながら、太郎において、花子による被相続人の預金無断流用があつ
9 たことの根拠とする被相続人の日記中には、「花子が私の預金通帳を無断で
10 流用してきた形跡が認められます」との記載があるにすぎず、いかなる流用
11 行為があつたかの具体的な記載はなく、また、上記記載を裏付ける資料もな
12 い。

13 したがって、花子が本件不法行為と同様の行為を行ったことを前提とする
14 太郎の上記主張は採用することができない。

15 4 よって、主文のとおり審判する。【注4】

16 平成28年1月×日

17 A家庭裁判所

18 裁判官 ○ ○ ○ ○

19

20 【注1】推定相続人廃除申立事件は、別表第1の審判事件であるが、相続権の剥奪であり、
21 もともと紛争性の高い事件であるから、廃除を求められた推定相続人には、別表第2の
22 審判事件と同等かそれ以上の手続保障を図る必要性があり、別表第2に掲げる事項につ
23 いての審判事件の手続を準用している（家事法188条4項、67条、69条ないし7
24 2条）。

25 【注2】「申立人（遺言執行者）」と書く例もある。

- 1 【注3】生前廃除の認容主文例として、「〇〇を申立人の推定相続人から廃除する。」。
- 2 被相続人が申立人となる場合は、当事者の表示に本籍も記載する。
- 3 【注4】参与員の意見を聴いて審判をした場合（家事事件手続法40条1項），よって書きは、「よって、参与員の意見を聴いた上、主文のとおり審判する。」となる。
- 4
- 5